大阪府子ども施策審議会

令和元年度第３回社会的養育体制整備計画策定部会

日　時：令和２年３月1８日（水）

午後６時～８時

場　所：大阪府公館

　〇出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 惠一

大阪府立大学 地域保健学域　教育福祉学類　教授　　　　　　　 伊藤　嘉余子

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター　共同研究員　 岡本 正子

交野市健やか部子育て支援課長　　　　　　　　　　　　　　　 菅　和美

田尻町民生部こども課長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 木本　豊信

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 鷺島　実

Children's Views & Voices 副代表 　　　　　　　　　　 中村　みどり

大阪弁護士会　子どもの権利委員会　弁護士　　　　　　　 中村　善彦

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜事務局＞

　　令和元年度第3回大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また夜遅くの開催にも関わらずご出席いただきましてありがとうございます。会議に入る前に、コロナウイルス感染が拡大している状況を踏まえ、マスク着用や手指の消毒等のご協力をお願いしており、委員の皆様におかれましてはご理解・ご協力有難うございます。事務局でも、マスクを着用させていただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いします。

続きまして、大阪府子ども施策審議会運営要綱等5条第2項の規定により、部会の運営は、審議会に準じて行うように規定されております。同審議会条例第6条第2項にて委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできないとされています。本日ご出席の委員は本部会の委員総数11名中10名となり、本会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。また、本会議は社会的養育体制整備計画策定部会運営要綱第9条に基づき公開にて開催することを併せてご報告します。事務局につきましては、家庭支援課長をはじめ家庭支援課職員および各子ども家庭センター所長が出席しております。

　　では、以降の審議につきましては、部会長にお願いいたします。

＜部会長＞

それでは議事に入らせていただきますが、事務局からご説明ありました通り、運営要綱第9条に基づき、本部会については公開となります。議事概要についても、会議終了後速やかに事務局で作成し、発言者の名前を伏せ、ホームページ等で公開しますので、ご了解願います。本部会は公開ですが、子どもの安全確保のため、各施設の所在地を特定させる等の情報発信、発言はお控えください。それでは、議事に入ります。

本日の議事進行については、グループインタビューについて、パブリックコメントの実施結果について、そして第3次大阪府社会的養育体制整備計画案の修正について、以上３つの議題について議論を進めていきます。まず、グループインタビューについて、事務局から説明をお願いします。

＜事務局＞

お手元の資料1をご覧ください。今回、第三次大阪府社会的養育体制整備計画を策定するにあたり、当事者の意見を聞くため、現在児童養護施設等に入所中の児童26名と、退所後のもと児童7名に対し、インタビューを実施しました。入所中の子どもについては、小学校中学年から高校生まで、3名程度のグループインタビュー、もしくは個別インタビューのかたちをとっています。退所後のもと児童については、「社会福祉法人　大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」にご協力いただき、20代前半から30代後半までの7名に対し、大阪市と共同で個別インタビューを実施しました。

インタビューで得られた子どもの意見が計画本文にどのように反映されているかについては、議題３にてご説明します。議題１では、どういった意見が出たかについて、入所中の子どものインタビュアーを務めていただいた委員にご報告お願いします。

＜委員（インタビュアー）＞

資料1に基づきまして簡単にご説明します。資料記載の日程の通り、計26名の子どもにインタビューをさせてもらいました。内容は、いわゆる新しい社会的養育ビジョンの項目に沿い、これについてどう思うかを聞き取る、構造化面接のようなかたちで実施しました。

まず児童相談所の改革について、担当ケースワーカーについて訊ねました。児童自立支援施設と児童心理治療施設については割と頻繁に来ているとのことですが、児童相談所の多忙もあり、児童養護施設や母子生活支援施設、里親家庭は少し頻度が低い傾向があり、子ども達から来て欲しいという要望がありました。どんなケースワーカーがいいかについては、話しやすい人、同性、どんな話も受け止めてくれる人など話しやすさという点と、会いに来てくれる人、定期的に来てくれる人ということが挙がっていたのが非常に印象的でした。

続いて3ページ、入所時前後の説明についてです。説明が十分だった子どもとそうでない子どものばらつきがありました。施設への事前見学や、どういうところに行くのかの説明が非常に分かりやすかったという子どもは、満足度が高い傾向にあります。事前見学が無理でも、電話で職員と話せたとか、パンフレットや写真で説明してもらうことにより、自分がこれから生活するイメージできたということでした。不安だったことについては、やはり説明があまりなかったこと、転校等で友達や地域との関係が途切れてしまうことへの不安を語った人が多かったです。入所時の説明にあたっては、その点の配慮が必要と感じました。困惑や要望については、施設に行きたくない、施設に行かなければならない理由に納得いかない部分があったという子どももいたので、施設の説明に加え、施設に行く理由の丁寧な説明が求められていると感じています。

続いて、一時保護についてです。満足・不満足がありますが、ルールに対する不満や困惑が多く語られています。私語の禁止や外出できないことなどへの不満や、個別対応が寂しかったということ。子どもの特性により他の子どもと交流を控えることもあるかと思いますが、それが非常に辛かったという声が複数聞かれました。

次に、今回のように子どもの意見を聞こうという取組みについてです。周りの職員や里親について訊ねたところ、どの子どもも、周りの大人が話をしっかり聞いてくれ満足しているという声が多かったです。一方で、聞いてはくれるけれど、実態として変化がない、要望が実現しない不満が語られると同時に、職員によっても差があるという意見もありました。以上から、全体の底上げが必要かなと感じました。

意見の聴取方法について、アンケートを実施している施設がいくつかありましたが、その内容は困りごとや苦情を訊くものなので、どうして欲しいなどの要望やリクエストを訊くようなアンケートをして欲しいと、複数の子どもから発言がありました。また、意見は第三者に言いたい。子どもの自治会等の場合、皆の前で意見を言う必要があり非常にハードルが高いという声が複数あり、匿名の仕組みや個別で話をきく仕組みを作って欲しいと要望がありました。

続いて、里親の推進についてです。里親に対しポジティブな意見、里親よりも施設を選ぶという意見、どちらとも言えないという、大きく３つのタイプに意見は分かれました。里親を実際に経験した子どもも含め、子どもには家庭が必要だという思いや、集団生活でないことから子ども間のトラブルやストレスがないところが良いという意見が多かったです。どちらとも言えないという子どもは、実親がいる人は里親はいらないなど、全員実親への思いが語られました。どんな里親が良いかという質問に対しては、途中でやめない人、見捨てない人、最後まで見てくれる人など、子どものことを一生懸命考えてくれる人が良いという意見が出ています。具体的な意見では、主婦が良い、共働きでも良いけど帰宅時間は家にいてお帰りと言って欲しいという話も出ています。あと、実際に里親体験をした子ども達から、里親の年齢も重要という意見もありました。里親と施設の両方が必要という意見では、短期なら里親、長期なら施設。何故なら、施設なら自分が合う職員が選べるという趣旨です。里親か施設を選ぶなら施設が良いと答えた子どもたちは、里親は他人だから気まずい、同じ境遇の子どもがいる施設の方が心強いというような意見でした。

次に、施設の小規模化や地域分散化について、条件次第という意見が多いですが、ほとんどの子どもが賛成でした。小規模化に賛成しつつ出された条件は記載の通り色々ありますが、賛成が多かった点について、子ども間のトラブルにストレスを抱える子どもが多いという印象を受けました。印象的だったのは、子どもの年齢構成や、子どもの関係性が悪いと小規模化の意味がないという意見。子どもによりますが、同い年の子がいると困るというのは複数の子が言っていました。また、職員次第、例えば料理が上手な方が良いなど色々思いがあるようです。

地域分散化も賛成が多いですが、小規模化より条件次第という意見が目立ちました。生活の質の向上、家事のしやすさ、地域との関係性が良くなるといった点が賛成の理由です。条件については、学校や駅からの近さ、あとはメンバー構成です。また、地域小規模の利点は、外見で施設と分からないところなのに、自転車や車の台数の多さで不審がられるので工夫して欲しいという当事者ならではの意見が出ていました。

退所後の生活については、ほとんどの子どもが高校や大学に行きたいと言っています。ただ、進学にあたり周囲のサポートが得られない、経済面の不安が多く語られました。実親との関係については、多くが施設を出た後は親と一緒に暮らしたいという希望を持つ一方、不安な思いも語られています。児童相談所改革の部分に繋がりますが、担当ケースワーカーの面談機会が少なく、こういった話が中々できないという感じです。経済的な問題では、金銭管理についてはほぼ全ての子どもが語りました。将来の夢については、みんな色々、自分なりの夢の語ってくれたので、参考に見てください。

退所後の生活への不安について、最も多かったのは相談相手がいない不安、施設だといつでも職員に聞けることが、身近にそういう相手がいなくなる不安や寂しさに漠然と怖さを感じています。また、人間関係の不安もあり、職員とは繋がっていたい、退所後も施設の近くに住みたいという声が多かったです。生活の不安では、昔の友達に会ったとき、入所中のことをどう説明するかや、自分自身のコントロールができるかといった意見です。家事については、ほとんどの子どもが料理への不安を挙げていたので、調理体験の重要性が言えると思います。社会常識やスキルについて、過去に保護者との生活の中でご近所トラブル等を経験したことから、同じようなことが起きないかという不安です。

最後ですが、その他ということで色々意見を聞きました。学校について、施設で生活していることは先生も友達も知っているけれども、なんとなく施設の子と見られたくないのでかなり気を張っているということ。書類の印鑑が施設長の苗字なので、提出するときに気を遣うこと。保護者懇談会のときに職員と実親が一緒に来ること。こうした事例が挙げられ、施設職員や学校の先生は配慮してもらえたらという意見がありました。もちろん、ファミリーケースワークの中で、実親と職員が一緒に学校の様子を聞いた方が良いなど、様々配慮されていると思いますが。あと、記載が漏れていますが、個人懇談の際、1人の職員が一度に複数の子どもの懇談に行くのを見た友達から、きょうだいじゃないのにと疑問に思われるということ。大変なのも分かるけど、できれば違う日に来るか、別の職員に来て欲しいという意見がありました。

施設生活については、ハード面の要望のほか、衣食住の充実など。洋服代が足りない、部活用品を買うためお小遣いがなくなるなど、被服に関する要望が多かったのが印象的でした。その他、入浴などプライバシーに関する声も多かったです。施設のルールについては、セラピーの有無が気になるが聞けない。将来の自立生活のためにもっと調理体験がしたいなどの意見がありました。職員については、どの施設も職員はみんな優しいという満足と感謝の言葉がとてもたくさん語られていました。ただ一方で、子どもへの関わりについて、高校入学後勉強が難しくつまずいたときに教えてくれる大人が欲しいであるとか、塾に行きたいなどの要望、また子ども同士のトラブルの際、年上の子どもが我慢させられるといった語りがありました。

家族との関係では、自立にあたり希望として実親と生活したいという子が多い反面、親との関係をとても気にしている子が多い。親と電話がしたい、LINEがしたいけど駄目と言われている。ケースワークの都合上子どもによって状況は異なりますが、親と連絡が取れないと言われている子どもは、その理由の説明が不足しており納得できていない。他にも、バイト先に提出する書類の親子関係欄、学校に提出する書類で困るなど、里親との関係は良いが直接質問したりお願いするのは気まずいので間に入ってくれる人が欲しいという意見がありました。冒頭で説明した通り、里親家庭の子どもにはケースワーカーが中々行けていないこともあるのではないかと思います。全体を通じ、子どもたちは自分が社会的養護にいることをオープンにしていないことが印象的でした。以上です。

＜委員＞

大学進学に関して、周囲の応援がないというのは、具体的にはどういう状況ですか。

＜委員（インタビュアー）＞

例えば大学に行きたいと言ったとき、ちょっと難しいのではというような後ろ向きな発言をされたといったことに対する声です。期待してもらってないというよりも、学費などの経済面の不安や、奨学金の返還、保証人に実親がなってくれるかといった条件面から、厳しいんじゃないかと言われたと。頑張ろうという声を期待していたのに、ネガティブなことを言われてがっかりしたという感じです。

＜委員＞

今回インタビュアーを務められた委員が感じた、計画としてのポイントはどこでしょうか。例えば、児童相談所の改革に関し、頻繁に会いに来てほしいという意見であれば、やはりケースワーカーの体制充実と思います。ワーカーの増員や業務の効率化を図ることで、専門職が子どもの相談に専念できる環境を作っていくことになると思います。

＜事務局＞

インタビューを踏まえた計画への反映については、議題3で説明させていただきます。

＜委員＞

今回インタビューした子どもの年齢はどんな感じでしょうか。年齢により、子どもの受け取り方や考え方も変わると思いますのでお聞きしたいです。

＜事務局＞

ほとんどは中高生年齢で、小学生は２～３名です。

＜委員＞

ルールについても色々子どもから意見が出ていますが、子どもの生活が時代によって変わっているのであれば、柔軟な対応が必要になるところもあるでしょう。社会として変わったところ、何かできることなどを考えるヒントになる意見をたくさんいただいたと思います。続いて、パブリックコメント実施結果について説明をお願いいたします。

＜事務局＞

お手元の資料２をご覧ください。本年2月4日から3月4日までの1か月間、パブリックコメントを実施しましたところ、3名の方から8件の意見提出がありました。うち1件については非公表を希望されていますので、資料２には7件のご意見について、趣旨を損なわないかたちで要約し掲載しています。一つ目のご意見ですが、市町村の支援体制構築のために、市町村職員の増員を要望するものです。二つ目は、府における社会的養護の体制整備にあたり、学校に児童や保護者の心のケアを担う職員の配置等の検討を求めるものです。以降、３番から７番はいずれも子どもの権利擁護に係る要望でして、まず子どもの権利擁護が現場で徹底されているか確認するとともに、子どもの保護に関わった大人に対する子どもの評価の制度化を求めるものです。続いて４番ですが、里親家庭に一時保護委託されている子どもについても、権利ノート等を使い権利擁護に取り組むべきである。また、子どもの支援計画の作成に、里親も関与することが自然ではないかというご意見です。５番は、子どもの権利擁護に関し、援助者の意識向上を図る研修が必要であるとともに、子どもに対して相談先を知らせること。また、こうした子どもの権利擁護のための仕組みが機能しているかの確認に際し、弁護士や裁判所の関与が必要ではないかというご意見です。６番は、子どもの養育やケアに関わる大人が、気づいたことを伝達できるルールを作ること、また、養育のパーマネンシーに関し、里親とも連携することを求めています。最後７番ですが、府において子どもの権利擁護に関する仕組みづくりにあたっては、仕組みをより良いものとするよう実施・評価・改善を行うこと。また、里親においても、子どもの意見に耳を傾け子どもを尊重できるようなスキルを身につけるような研修を必須にすること、といった要望です。大阪府では、府パブリックコメント制度に則り、いただいたご意見については府HP等で府の考え方をお示しします。また、今回いただいたご意見は、実際に計画で記載した取組み等を進めるにあたり、実施検討の参考にさせていただきます。

以上、議題２「パブリックコメント実施結果」についての説明は以上です。

＜部会長＞

　　府民の方から深いご指摘をいただいているという印象ですが、ご質問等ありますか。

＜委員＞

意見聴取の方法について、現在そのシステム自体が日本になくまさにこれから構築しようとしている中、子どもの権利もかなり理解いただいた上でのご意見で、私としてはポジティブに捉えています。今後計画を進めていく上で参考になるご意見ですし、まだ我々としてもイメージが固まっていないなか、今後の課題も認識しておられると感じました。

＜部会長＞

では、続いて議題３の計画案について説明お願いします。

＜事務局＞

お手元の資料3と計画案をご覧ください。前回の部会でいただいたご意見やグループインタビューの結果などを踏まえ、素案を修正している箇所をご説明します。マーカーで色塗りされている場所が、前回の素案からの変更箇所で、そのポイントをまとめたのが資料３です。文言の統一などの修正については省略し、資料３の3番、前回部会で委員からいただいた意見を踏まえた修正からご説明します。

前回、母子生活支援施設について、入所決定を行う主体は市町村であり、それぞれ方針が異なる点が母子生活支援施設の難しさであることから、第4章の市町村の子ども家庭支援体制の構築の章でも、母子生活支援施設について言及いただきたいというご意見をいただいたので、追記しています。

続いて第5章で、現在委託一時保護が非常に増加し、施設でも受入れが困難な状況の中、困難は承知の上で新しい一時保護所を大阪府として整備するぐらいの打ち出しと、部会からの発信も必要ではないかというご意見をいただきました。この点について、一時保護が急増する状況で、委託一時保護の増加についても危機感を抱いております。以上から、万全を期すために、新たな一時保護所の設置を初めとし、さらなる体制の強化策について検討を進め子どもの視点に立った一時保護環境を整備していくという部分を追加しています。また、一保委託中の学習支援の取組みを記載すべきというご意見がありましたので、現在の取組み内容を追記しております。

また、全体を通じた修正として、子どもの意見聴取の結果を巻末資料だけではなくて計画の中に盛り込むべきであるというご意見いただいておりますので、これについては後ほど説明いたします。

続いて、資料3の４番です。予算要求時期の関係上、前回は反映できていないかった令和2年度からの新たな取組みも踏まえた修文です。第5章の一時保護については先ほどご説明したとおりです。第7章は、Ｂ型フォスタリング機関の取組みに対するインセンティブの強化ということで、里親委託率の目標を掲げるにあたり、大阪府として今後10年かけて何家庭の里親を支援する体制を作っていけるかに重きを置いております。フォスタリング機関は、広域で児童相談所から委託を受けるＡ型と、里親支援専門相談員を配置する乳児院や児童養護施設が中心になり取り組むＢ型の2つのフォスタリング機関を整備していく方向です。とりわけＢ型フォスタリング機関について、取組みのインセンティブになるよう実績に応じた加算の仕組みを構築する事業を追記しています。

資料３の4番目にある児童養護施設等への自立支援担当職員の配置ですが、こちらはグループインタビューを踏まえての修正です。インタビューにおいて、施設を退所した子どもたちが抱える悩みは、生活から就労まで多岐にわたります。自立前に訓練や研修も受けられますが、自立後に直面する様々な課題に対応していく必要がある。そのため、施設と繋がりを持ち続けたいという声がありましたので、退所した子どもが施設職員に気軽に相談できる体制を作っていくことが必要であるという課題意識を持っています。この点、府でも取組みを検討していましたが、来年度から国の制度改正があり、児童養護施設等に自立支援担当職員を配置することが可能となりました。これを踏まえ、担当職員の配置を促進することにより相談支援体制のさらなる強化を図るというところを追加しています。

続いて5番、8章の人材確保に関して、社会的養護の処遇改善加算について計画に盛り込むよう国から通知が出ていることから、内容を記載しています。

６番の、前回集計中としていた数字部分について、各施設の方で策定を検討いただいていた小規模かつ地域分散化、それから高機能化および多機能化機能転換に向けた今後概ね10年の計画の積み上げになります。この計画を策定するにあたっては、十分な予算、人材が確保されているという前提で計画を作ることと国から指示が出されていることから、後期・最終に近づくほど条件面が整備されればという前提の計画となります。老朽化した施設の改修等もあり、一定の定数の縮減が想定されていることから、社会的養護の受け皿の整備のためには里親や一時保護所などの体制整備が急務であると認識しています。

続いて7番が、グループインタビューを踏まえた加筆修正です。まず児童相談所改革について、特に注意すべきは面談の頻度かと思います。この部分を改善のためには、増員や専門性の向上、業務の効率化を通じ、児童福祉司が働きやすい環境の中で相談支援業務に集中できる体制を作る必要があるというところを計画に盛り込ませています。

続いて一時保護に関して、生活の質などの部分で子どもたちから意見が出ていることから、子どもの状況や保護に至った背景などに応じ、シェルター機能があるところ、あるいはもっとオープンなところなど、子どもの状態像に応じた多様な保護の場の確保が必要であることから、修正しています。

続きまして第７章ですが、施設退所後の不安については、自分自身、家族、学校生活、経済面など、子どもたちから多様な内容が挙げられており、そうした内容を追記しています。次に第9章では、いじめられていないかといったことは聞かれるけども、今の生活を改善するような要望は聞いてもらっていないので、そういう声をもっと聞き取ってほしいという子どもの意見を記載しています。また、苦情解決の仕組みだけではなく、子どもの声を聞くことで、より良い環境づくり、改善を図る仕組みとしても期待できる旨を追記しています。

続いて、子どもが施設等に入所したとき、事前に施設の見学や説明を行うことで、子ども自身がこれからの見通しを持って安心して過ごせるようにすることが重要であると考えます。これを踏まえ、今回のグループインタビューにおいて、施設入所時の説明が不十分だった、自分の希望が尊重されないことに対する不安などが述べられたことから、こうした事前説明といった取組みが不可欠である旨を記載しています。また、国が検討中ですが、子どもからの申し立てを受けた関係機関が児童福祉審議会において審議調査を行う仕組みや、施設等に訪問し子どもの意見をきくといった制度の検討等がなされているため、国の調査研究の状況を追記しています。

以上の修正のほか、巻末資料として、今回のインタビューで出た意見を取りまとめ掲載しています。前回からの修正箇所は以上です。

＜委員＞

　　グループインタビューを踏まえた修正が5ヶ所ぐらいありますが、子どもからの意見と明記されている箇所とそうでない箇所があるので、できれば全てかたちにしてもらえた方が分かりやすいと思います。同じ書き振りにする必要はないですが、今回子どもから意見をきくことにより府の考えが裏づけされる部分もあると思います。

＜事務局＞

検討させていただきたいと思います。

＜委員＞

意見というか確認ですが、パブリックコメントで頂戴したご意見に対する府の考え方を示す

とのことですが、コメントを受け計画を修正した点はありますか？

＜事務局＞

新しい取組みを求めるものではなく、現行の仕組みや今後の施策検討にあたり不具合がない

ようにすべきといった視点でのご意見との認識のため、修正というかたちでの反映はしていま

せん。

＜委員＞

一時保護が非常に多い点を危惧しています。国のビジョンや本計画に沿って各施設が建物を整備し、運営していくことになりますが、他府県と比べ大阪における施設への一時保護委託の多さは明らかです。府に対して要望などもしていますが、施設は現状の建物に一時保護専用スペースを設けるかといった議論もしつつ、小規模化・地域分散化も進めなければならない。小規模化などを進めて本体の空いたスペースを一時保護専用にという話になるでしょうが、一時保護の児童と入所児童の生活は違ってくるので、そう単純な話にはならない。

国が示す本体施設４人×４ユニットの小規模化や、地域小規模を増やし分散化を進めるという方針も理解はしますが、子どもたちの育ちのなかで本体施設が良いと思ってくれている子もいるし、何より本体機能がしっかりしていないと地域小規模のフォローや里親支援も難しい。

里親についても、施設も連携が必要と理解しつつ、ただ里親委託率の目標値ばかり先行し、国も動いている点は釈然としません。地域に違いがあることは改めて述べたいし、施設の小規模化を進める一方、里親が増えず子どもたちの行き先がなくなることはあってはならない。質問というか意見が多くなってしまいましたが。

＜事務局＞

一時保護に関して、委員ご指摘のとおり件数が非常に増えているなか、施設からも委託一時保護も難しい状況になってきている点について認識しています。本計画にも記載しているとおり、子どもの状態に応じ、多様な一時保護の場を確保することが非常に重要と思います。

先ほど、新たな一時保護所も踏まえ体制を整備していくとご説明しましたが、委託一時保護も一緒にやっていく必要があります。そのためには、受け入れる施設が子どもにとってより良い一時保護の環境になるように専用床を整備していく必要があると思っています。ただ、こうした取組みを進めるなか、施設の定員が減るなかでの体制維持の難しさや、職員の確保もままならないという状況も施設からも聞いております。したがって、府として一時保護のニーズは今後どの程度増えていくのか、直営の一時保護所でどう取り組んでいくかといったことを検討した上で、施設における一時保護専用床の整備についてはお願いしていくことが必要と思っています。

＜委員＞

一時保護に関して、シェルター機能や専門性が必要なケースには専用の一時保護スペースを整備している児童養護施設等の委託一時保護が望まれますという表現ですが、表現を検討していただければ。シェルターというか、閉鎖的環境というのは、クローズドな環境で保護するということでよく分かるのですが。

＜委員＞

私も閉鎖的環境というのが気になっていたので、同意見です。あと、委託一時保護が望ましいという部分ですが、保護が望まれるというところで終わるのではなく、学校など子どもたちのそのあとの地域生活にも言及が必要ではないかと思います。

＜事務局＞

修正の方向で検討します。

＜委員＞

確認と意見ですが、アフターケアの部分において、先ほどのインタビュアーの報告にもあり重要と思ったのは、自分が施設や里親家庭で生活していることを言っていない子たちが多いこと。28年度の児童養護施設退所者等の実態調査においても、孤独感や相談する人がいないという声があり、今後支援が重要になってくると理解しているなかで、自立した人たちとの出会いや子ども同士の意見交換の機会の創出などの取組みを推進しますという記載があります。生活相談支援のところでも対象者が気軽に集まれる場の提供とありますが、具体的な取組みとしてすでに実施されているものですか。

＜事務局＞

子ども同士の意見交換の機会の創出については、国の予算にも盛り込まれていないので、今後の取組みになります。施設によっては、独自に取り組まれているところもあると聞いています。ただ、子ども主体での取組みということであれば、これは今後の話になると思います。

＜委員＞

子どもの権利擁護に関して、手段としてはがきの記載がありますが、限りあるものに関してはちゃんと補充するという補足を入れてもらうとか、前にも意見させていただきましたが、ＳＮＳの活用とか、子どもにとってアクセスがいいような合理的配慮について記載して欲しい。そうした仕組みを作っていただきたい。

＜事務局＞

意見表明しやすい手段について、表現を検討します。

＜委員＞

細かいかもしれませんが、合理的配慮の部分は、意見を表明しやすい環境づくりと書くなら子どもがアクセスしやすい方法をこの計画に記載していただきたいです。今すぐは無理かもしれないけれど、将来的にこうしていくという方向性ですね。

＜部会長＞

計画には現在と今後の取組みについて記載されていますが、意見表明については、現状子どもの意見を聞くように努めているというところです。本計画に基づき、今後、意見の反映の方法や体制づくりを検討するものなので、進めていく方向性のような言葉が欲しいというご意見ですね。子どもの声を聞き自然に反映できれば一番ベストですが、実現困難なものも含まれるでしょうから、その場合子どもに対ししっかりと説明できる体制想定が必要だという認識です。実現に向けては、国の予算などの動向を見ながらという部分もあるということですね。

＜委員＞

フォスタリング機関についてお伺いしますが、どこまでの役割を担うのか。例えば里親委託中に子どもの心で色々難しいことが起きたりして、里親が相談したいとなった場合、どこが受けることを想定していますか。もしその子どもに専門的なケアが必要と考えられると、子ども家庭センターかと思いますが。この文章だと、子どもへの支援をどこが担いどう流れていくのかが、一般の方にとっては読み取りにくいと思います。

あと、里親委託の推進に向けた体制整備に関し、子ども家庭センターにおける担当の記載がわかりづらいので、修正していただきたい。

＜事務局＞

子ども家庭センターから里親支援業務の委託を受けるフォスタリング機関については、里親のリクルートから委託後の支援までを包括的に担います。

＜子ども家庭センター＞

現在全子ども家庭センターに家庭推進チームを設置し、主に就学前の子どもたちを集中的に支援しています。体制としては、里親との関係の点で里親の専任のケースワーカー、実親家庭に戻ることも踏まえ検討・支援する児童担当の専任のケースワーカー、そしてチームを支援する専任の心理職を担当として、パッケージとして支援するというところです。

＜委員＞

本計画に係る議論や意見で、市町村の役割が明確になってきたと思います。特に子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置については、まだ実現できていない自治体もあろうかと思いますが、府による人材面でのフォローや財政的な支援についてこの計画で記載されました。我々としても、今後の達成をめざししっかりと取り組みたいと再認識しました。

＜委員＞

施設としては、人材確保や退所後支援、里親支援など、今後どう取り組むべきかはっきり見えていない部分も多いのが正直なところで、不安もあります。子どもたちをケアし、進路指導もし、里親支援をしてアフターケアもとなりますので。ただ、その点の危惧というか、課題意識は共有できたかなと思います。

＜委員＞

計画自体への意見ではないですが。母子生活支援施設にも自立支援員も必要と思っています。実際に施設を退所した子どもが登校拒否になるケースもあります。また、静岡県の母子生活支援施設で、児童相談所から措置で子どもだけを一時保護している施設があるということで見学しました。一時保護の増加という大変な状況なので、児童福祉施設である母子生活支援施設も活用できないかという思いがあります。大阪府、大阪市、堺市で７施設ありますので、お伝えさせてもらいました。

＜部会長＞

委員の皆さん、有難うございました。今後の流れですが、3月23日に本部会の親会である子ども施策審議会に本計画案を報告することになります。今日委員からいくつかご意見いただき修正が入っている箇所については、部会長預かりとし、事務局と調整することとさせていただきたいと思いますが、ご了承いただけますか。有難うございます。

皆さま方におかれましては、昨年度から2年間にわたり、長期間ご議論有難うございました。それぞれの現場の第一線におられる方々ですので、色んな角度から、非常に貴重なご意見をいただき計画に反映できたと思っています。今後、本計画を進めていければと思います。以上で本日の議題は終了させていただいてよろしいでしょうか。では、進行を事務局にお返しします。

＜事務局＞

有難うございました。委員の皆さまにおかれましても、本部会のワーキングから貴重なご意見を賜り、誠に有難うございました。本日いただいたご意見については、修正案を早々に作成し部会長と調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回社会的養育体制整備計画策定部会を閉会させていただきます。本

日は皆さま有難うございました。